

公 示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について

地方運輸局長権限に係る「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」下記のとおり定めたので公示する。

平成15年 2 月 28 日

平成25年10月 9 日

令和元年 1 0 月 1 日

関東運輸局長 淡路 均

記

1. 大臣権限に係る審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成15年2月14日付け国自貨第77号）の「別紙」及び「特別積合せ貨物運送等の取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第464号、国自貨第79号）の記1～5並びに「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（平成25年7月30日付け国自安第66号、国自貨第37号、国自整第78号）の「別紙」によるものとする。

2. 関東運輸局長及び管内運輸支局長権限に係る審査基準

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（平成15年2月28日付け関東運輸局長公示）及び「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」（平成15年2月28日付け関東運輸局長及び管内運輸支局長公示）によるものとする。

3. 標準処理期間

- | | |
|--------------------------------|-------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～5ヶ月 |
| (2) 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可 | 4～6ヶ月 |
| (3) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | |
| (運輸支局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (その他のもの) | 1～4ヶ月 |
| (4) 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～4ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～4ヶ月 |
| (5) 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 | 1～4ヶ月 |
| (6) 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (7) 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (8) 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 | |
| (大臣権限に係るもの) | 2～3ヶ月 |
| (地方運輸局長権限に係るもの) | 1～3ヶ月 |
| (9) 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可 | 2ヶ月 |
| (10) 特定貨物自動車運送事業の許可 | 2～4ヶ月 |
| (11) 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 | 1～3ヶ月 |
| (12) 運輸支局長等から地方運輸局長への進達 | 5～10日 |
| (13) 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可 | 2ヶ月 |

4. その他

標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないものとする。

- ① 申請者が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
- ③ 「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施について」(平成20年5月13日公示) 3.(3)における、1回目の法令試験を実施した結果、合格基準に達しない場合に、1回目の法令試験受験日から再度の法令試験を受験するまでの期間 等

附 則

1. この処理方針は平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請について適用する。
2. 平成10年12月21日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更の認可申請等の処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則 (平成25年10月9日一部改正)

本処理方針は、平成25年10月9日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附 則 (令和元年10月1日一部改正)

本処理方針は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。